

地域密着型施設の指定及び指定更新について

資料4

1. 地域密着型通所介護事業所（デイサービス）の指定について

- ・ デイサービスセンターさくら苑（坂下・定員 43 名）のサテライト型事業所（川上）の定員変更により指定した事業所

事業所名	指定期間	所在地	施設概要
かわうえデイサービスセンター すずらん	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日	中津川市川上 2228-1	定員 18 名

2. 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の指定更新について

- ・ 指定期間（6 年）が満了するので指定を更新する事業所

事業所名	指定期間	所在地	施設概要
グループホームなかむらの郷	平成 30 年 12 月 1 日～ 平成 36 年 11 月 30 日	中津川市中津川 3042-39	定員 18 名 2 ユニット
そよかぜ	平成 31 年 1 月 15 日～ 平成 37 年 1 月 14 日	中津川市高山 1951-43	定員 9 名 1 ユニット

<根拠法令>

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第 78 条の 2

- 7 市町村長は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行おうとするとき又は前項第 4 号の規定により同条第 1 項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

参考資料：サービス内容と指定基準

サービス種別	認知症対応型共同生活介護 （ グループホーム ）
利用定員	1ユニット 5人以上9人以下 （1事業所 2ユニットまで ）
サービス内容	比較的安定した状態にある認知症の要介護者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるよう目指します。入浴、食事、排泄等日常生活の世話及び機能訓練を共同生活の中で行います。利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
職員基準	・ 管理者（常勤 ・ 認知症対応型サービス事業者管理者研修、実践者研修の受講者） ・ 計画作成担当者（介護支援専門員資格者・実践者研修受講、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講者 2ユニットまでケアマネ資格1人で可 ） ・ 介護職員 （ 夜間以外：入居者3人に対し1人、夜間1人以上 ）
設備の基準	居室 （床面積 7. 4 3 m ² 以上 < 4. 5 畳以上 > ） 1居室 1人 居間、食堂、台所を共同生活住居ごとに設置
運営内容	・ 認知症対応型共同生活介護計画の作成 ・ サービスの提供の記録 ・ 地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者<代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等>、市町村職員 等
その他の要件	利用対象者は、原則市内の施設利用となります。（制度改正により18年4月以降市外の施設には入れません。）

サービス種別	地域密着型通所介護（デイサービス）
利用定員	同一時間帯に18人以下
サービス内容	利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
職員基準	・管理者：常勤専従（管理上支障のない場合は、事業所の職務または同一敷地内他事業所職務との兼務可） ・サービスの提供に必要な知識・経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了している者 ・生活相談員：提供日ごとに、1名以上が必要です。 ・看護職員：サービス提供の単位ごとに1名以上が必要です。 ただし、利用定員10名以下の場合は、看護職員も含めて、介護職員の人員配置の考えで配置可能。 ・介護職員：利用者数が15人までは、専従の介護職員を1名以上必要となります。利用者数が15名を超える場合は、5人おきに専従の介護職員をプラスします。 ・機能訓練指導員：1名以上が必要です。（他の職務にも従事できる）
設備の基準	・食堂及び機能訓練室の合計面積が、利用定員×3㎡以上 ・それぞれに支障のない場合は、同一の場所でも可 ・相談室は遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮
運営内容	・心身の状況の把握 ・居宅介護支援事業者等との連携 ・通所介護計画の作成 ・サービスの提供の記録 ・地域連携として運営推進会議の設置が必要（利用者、地域住民の代表者＜代表者は町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等＞、市町村職員等）
その他の要件	

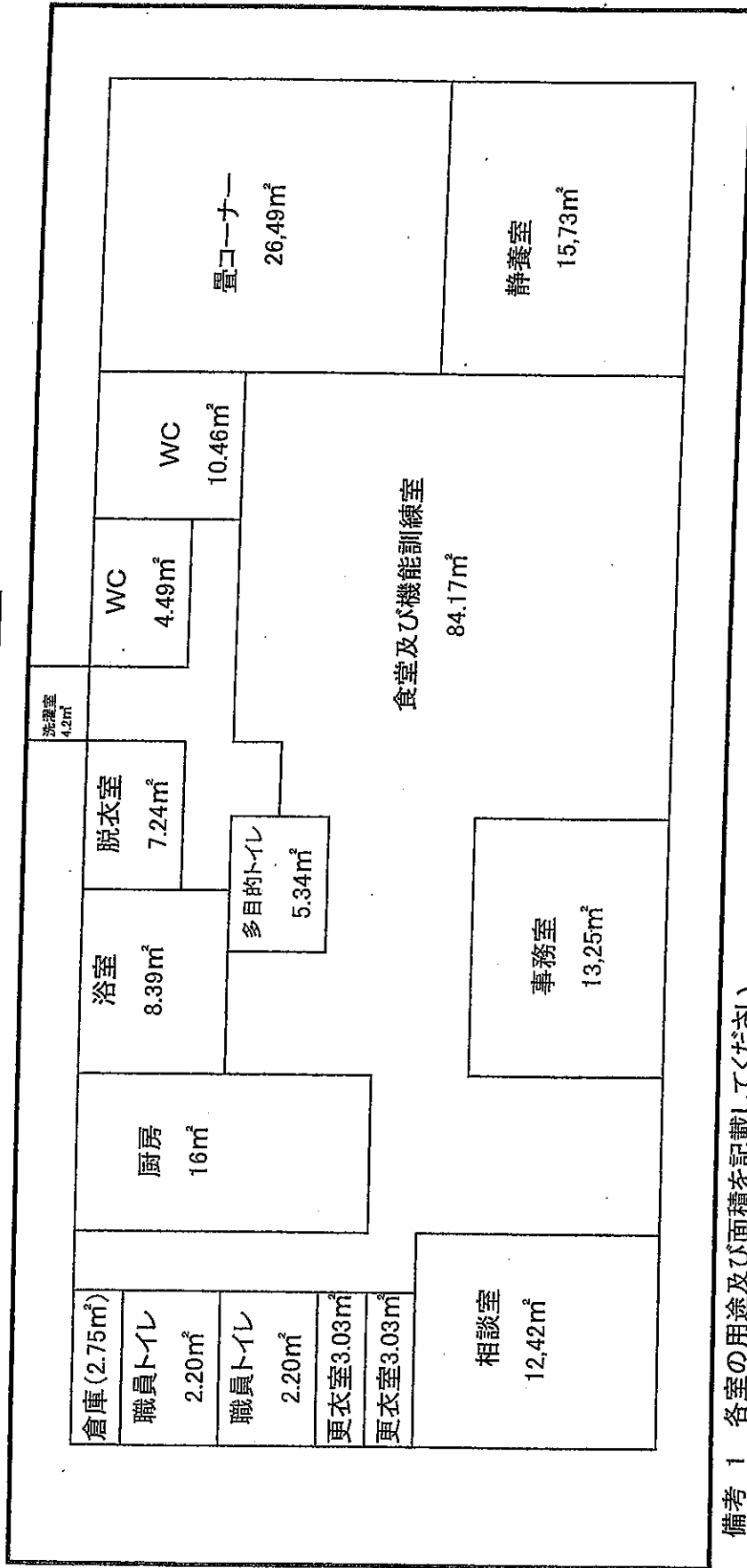
付表 9-1 地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所の指定に係る記載事項

		受付番号				
事業所	フリガナ	かわうえデイサービスセンターすずらん				
	名 称	かわうえデイサービスセンターすずらん				
	所在地	(郵便番号 509-9201) 岐阜県 中津川市川上 2228-1 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0573-74-2010	FAX 番号	0573-74-2010	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第2条第1項第15号		
併設事業所の種別・名称			事業所番号			
管理者	フリガナ	イトウ ケイスケ		住所	(郵便番号 -) 岐阜県	
	氏 名	伊藤 桂介				
	生年月日	昭和 年 月 日				
	当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				生活相談員	
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼 務（兼務の場合のみ記入）	名称			事業所番号	
		兼務する職種 及び勤務時間等				
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常 勤（人）		2（兼務）	1（兼務）	1（兼務）	1（兼務）	
非常勤（人）		0（兼務）	1（兼務）	5（専従）	1（兼務）	
基準上の必要人数（人）		1	1	2	1	
適合の可否		可	可	可	可	
食堂及び機能訓練室の合計面積			基準上の必要数値		適合の可否	
84.17 m ²			54 m ² 以上		可	
主な 揭示 事項	営業日	毎週月曜日から金曜日（12月29日から1月3日を除く）				
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く）（①9:00～16:00）				
	利用定員	18人				
	利用料	法定代理受領分（一割又は二割負担）厚生労働大臣の定める基準の1割又は2割 法定代理受領分以外 厚生労働大臣の定める基準の額				
	食事の提供に要する費用	運営規定の定めによる				
	通常の事業実施地域	中津川市内				
	添付書類	別添のとおり				

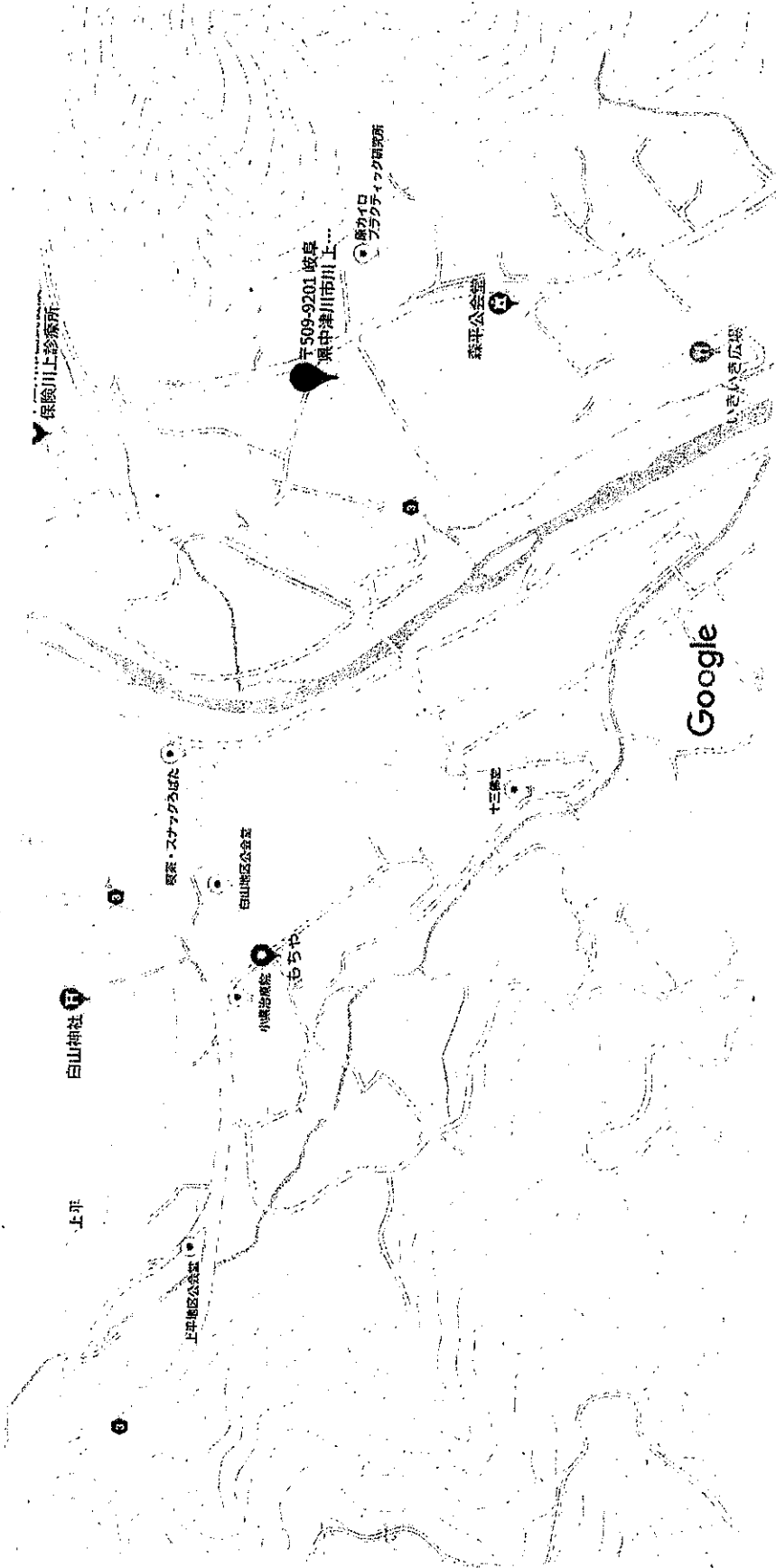
- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄は記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
- 4 従業者の員数については、総数を記載してください。出張所等がある場合については、当該出張所に従事する従業者の員数との合計数を記載してください。
- 5 当該指定サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

(参考様式3)
平面図

事業所・施設の名称	かわうえデイサービスセンターすずらん
-----------	--------------------



- 備考 1 各室の用途及び面積を記載してください。
- 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かりやすく表示してください。

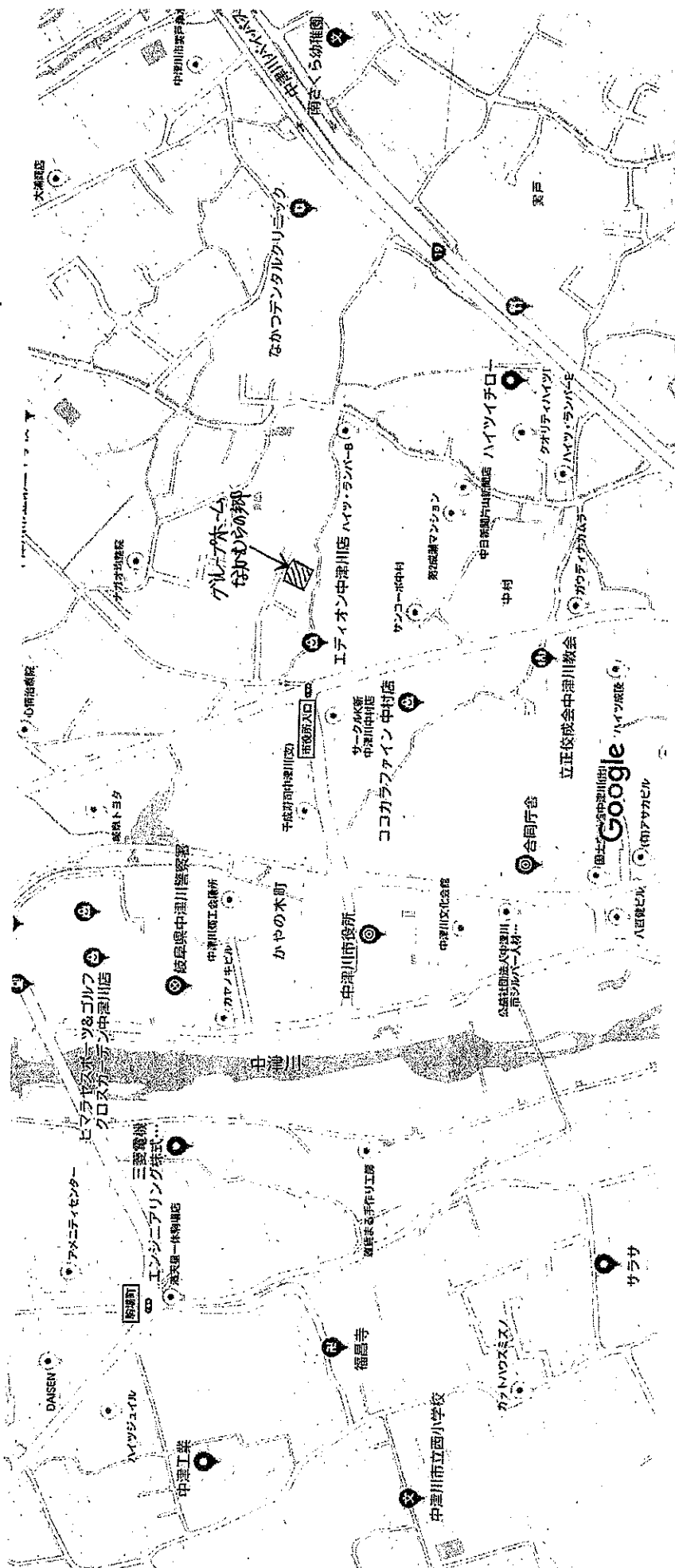


付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ	ナツガワケアハートガーデン グループホームなかむらの郷				
	名称	中津川ケアハートガーデン グループホームなかむらの郷				
	所在地	(郵便番号 508 - 0001) 岐阜県 中津川市中津川 3042 番地 39 (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号	0573-62-1130		FAX 番号	0573-62-1131
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 条第 項第 号						
管理者	フリガナ	サトウ シン		住所	(郵便番号 -) 岐阜県中津川市	
	氏名	佐藤 真				
	生年月日	昭和 年 月 日				
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)	名称			事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等				
共同生活住居数		2 戸		①	②	
利用者数 (推定数を記入)		18 人		9 人	9 人	
従業者の職種・員数		介護従業者		介護従業者		計画作成担当者
		専従	兼務	専従	兼務	専従 兼務
常勤 (人)		5	1	5	1	2
非常勤 (人)		2	1	3	1	
常勤換算後の人数 (人)		7.8		7.9		
基準上の必要人数 (人)						
適合の可否						
主な揭示事項	居室数		9 室 (うち個室 9 室)		9 室 (うち個室 9 室)	
	利用定員		9 人		9 人	
	利用料	法定代理受領分 (一割負担分)	27,180 円		27,180 円	
		法定代理受領分以外	112,500 円		112,500 円	
	その他の費用					
協力医療機関	名称	田口医院		主な診療科名	内科	
	名称	勝歯科医院		主な診療科名	歯科	
耐火構造物、準耐火構造物等の別			木造			
運営推進会議の有無			(有) 無			
添付書類		別添のとおり				

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
 4 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

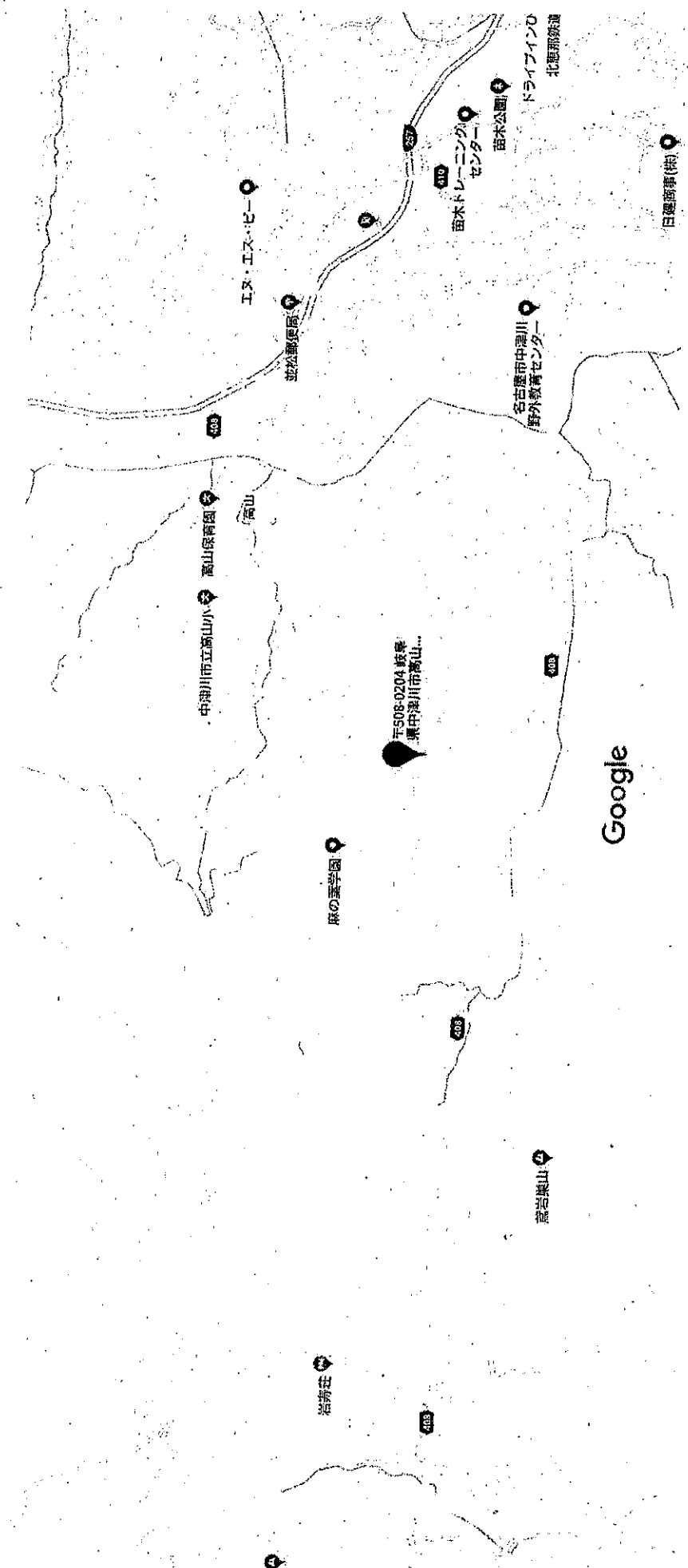


付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ	ソヨカゼ					
	名称	そよかぜ					
	所在地	(郵便番号 508-0204) 岐阜県中津川市高山 1951-43 (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号	0573-76-1130		FAX 番号	0573-76-1130	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文 第 41 条第 3 項第 号							
管理者	フリガナ	オカノ キョウコ		住所	(郵便番号) 岐阜県中津川市		
	氏名	岡野 京子					
	生年月日	昭和 年 月 日					
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)				介護職員		
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)		名称	共用型認知症対応型通所介護	事業所番号	219150020	
			兼務する職種及び勤務時間等	介護職 生活相談員 常勤			
共同生活住居数	9 戸	①	②				
利用者数 (推定数を記入)	9 人	9 人	人				
従業者の職種・員数		介護従業者		介護従業者		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤 (人)	4	1			
		非常勤 (人)	3	3			1
		常勤換算後の人数 (人)	9.3				
		基準上の必要人数 (人)					
主な揭示事項	居室数		9 室 (うち個室 9 室)	室 (うち個室 室)			
	利用定員		9 人	人			
	利用料	法定代理受領分 (一割負担分)	月額 25,000 円				
		法定代理受領分以外	月額 94,000 円				
	その他の費用		実費				
	協力医療機関	名称	古瀬医院		主な診療科名	内科	
名称		国保蛭川診療所		主な診療科名	内科		
耐火構造物、準耐火構造物等の別			準耐火				
運営推進会議の有無			有 無				
添付書類		別添のとおり					

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「適合の可否」欄は、記入しないでください。
 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
 4 当該指定地域密着型サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定地域密着型サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。



介護予防居宅介護支援事業所の指定更新について

- ・指定期間（6 年）が満了するので指定を更新した事業所

事業所名	指定期間	所在地	施設概要
中津川市地域包括支援センター	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日	中津川市かや の木町 2-5	市の直営

<根拠法令>

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第 105 条の 22

- 4 市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

○地域包括支援センターの法的な位置づけ

- ・介護保険法第 115 条の 45 第 2 項に掲げる包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持、生活の援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

○地域包括支援センターの業務

- ・高齢者の様々な相談支援、認知症や虐待予防対策と権利擁護支援、介護予防従事者の支援や教室の開催及び地域のネットワーク作りやケアマネジャーへの支援などを行います。役割としては、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどの地域の関係機関の連携のためのコーディネートを行うことです。

○地域包括支援センターは直営の 1 か所、委託により 4 か所設置されています。

- ・委託先について

設置場所	委託先法人
北部地区（坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川）	中津川市社会福祉協議会
落合・神坂・瀬戸地区（板橋地区を除く）	社会福祉法人萱垣会
阿木地区	社会福祉法人敬愛会
苗木地区（瀬戸区は板橋のみ）	社会福祉法人五条会